



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 29 日 (金)
号外第 44 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (41) (障がい福祉課) 3
	鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 (42) (〃) 5
	医療法施行細則の一部を改正する規則 (43) (医療政策課) 9
	鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則 (44) (〃) 15

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 診断書の様式中、引用する障害者自立支援法の名称を改める。
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
障害者自立支援法施行令の一部が改正され、育成医療に係る自立支援医療費の支給に関する事務の権限が市町村に移譲されること等に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 題名を鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に改める。
 - (2) 自立支援医療費の支給認定申請書、受給者証等から育成医療に関する部分を削る。
 - (3) 規則の趣旨について定めた規定及び様式中、引用する障害者自立支援法等の名称を改める。
 - (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇医療法施行細則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
鳥取県医療法施行条例の施行に伴い、病院及び診療所の開設許可の基準となる病床数の算定における医療型障害児入所施設等の特殊な病床の補正について定める。
- 2 規則の概要
 - (1) 病床数の補正を行う病床は、医療型障害児入所施設その他の特定の診療のみを行う病院等の病床とする。
 - (2) 医療型障害児入所施設等の特殊な病床の病床数は、利用者のうち特定の者の占める割合を控除した割合を乗じて得た数に補正する。
 - (3) 既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数は、入所定員に0.5を乗じて得た数とする。
 - (4) その他所要の規定を整備する。
 - (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
県内における医師の確保を図るため、鳥取大学医学部附属病院の小児科、産科等の知事が指定する診療科の業務に従事する期間を奨学金の履行猶予の期間として認める等所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 鳥取大学医学部附属病院の知事が指定する診療科の業務に従事する期間を3年を上限として奨学金の履行猶予の期間に加えることとする。
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

規 則

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第41号

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和49年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第5号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">入院措置決定通知書</p> <p style="text-align: center;">番 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 略</p> <p><u>6 病院の治療方針に従って療養に専念してください。不明な点又は納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。</u></p> <p><u>7 この入院措置又は病院の処遇に不満がある場合は、退院させ、又は処遇の改善のために必要な措置を指示するよう、鳥取県知事に対して請求をすることができます。</u></p>	<p>様式第5号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">入院措置決定通知書</p> <p style="text-align: center;">番 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5</p> <p><u>6 不明な点又は納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。それでもなお、入院又は処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたの保護者は、退院又は病院の処遇の改善を指示するよう、知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は最寄りの保健所若しくは鳥取県福祉保健部障がい福祉課にお問い合わせください。</u></p> <p><u>7 病院の治療方針に従って療養に専念してください。</u></p>

また、この入院措置に不服がある場合は、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

これらの点について詳しくお知りになりたいときは、鳥取県福祉保健部障がい福祉課又は最寄りの保健所にお問い合わせください。

8 この入院措置の取消しを求める訴えは、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は、鳥取県知事となります。）提起することができます。なお、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この入院措置の日の翌日から起算して1年を経過するとこの入院措置の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、この入院措置があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この入院措置の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの入院措置の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第24号の2（第18条、第20条関係）

診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

略
⑧ 現在の障害福祉サービス等の利用状況 （ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> に規定する障害福祉サービスの内容、 <u>保健師等の自宅訪問による生活指導等の状況</u> 、生活保護の有無等）
略

注 略

様式第24号の2（第18条、第20条関係）

診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

略
⑧ 現在の障害福祉サービス等の利用状況 （ <u>障害者自立支援法</u> に規定する <u>自立訓練（生活訓練）</u> 、 <u>共同生活援助（グループホーム）</u> 、 <u>共同生活介護（ケアホーム）</u> 、 <u>居宅介護（ホームヘルプ）</u> 、 <u>その他の障害福祉サービス</u> 、 <u>訪問指導</u> 、生活保護の有無等）
略

注 略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第42号

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県障害者自立支援法施行細則（平成18年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則</u></p>	<p><u>鳥取県障害者自立支援法施行細則</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の施行に関し、<u>鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u>（平成18年鳥取県条例第 9 号）<u>その他の条例</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自立支援医療費の支給認定の申請等)</p> <p>第 5 条 法第53条第 1 項又は第56条第 1 項の規定による申請は、様式第 5 号による申請書を提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、様式第 7 号による診断書を添付するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、<u>障害者自立支援法施行令</u>（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び<u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の施行に関し、<u>鳥取県障害者自立支援法施行条例</u>（平成18年鳥取県条例第 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自立支援医療費の支給認定の申請)</p> <p>第 5 条 法第53条第 1 項の規定による申請は、様式第 5 号による申請書を提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、<u>政令第 1 条第 1 号に規定する育成医療</u>（以下「育成医療」という。）<u>にあつては様式第 6 号による意見書を、同条第 3 号に規定する精神通院医療</u>（以下「精神通院医療」という。）<u>にあつては様式第 7 号による診断書を添付するものとする。</u></p> <p>(自立支援医療費の支給認定に係る変更の申請)</p>
<p>第 7 条 <u>削除</u></p>	<p>第 7 条 <u>法第56条第 1 項の規定による申請は、様式第 5 号による申請書を提出してしなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請書には、育成医療にあつては様式第 6</u></p>

様式第5号（第5条関係）

自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書
（新規・再認定・変更） ※1

年 月 日

職 氏 名 様

申請者氏名 ㊞

次のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。

略	
精神障害者保健福祉手帳	
略	
受給者番号 ※5	

注

1 ※1の欄は、新規・再認定・変更（自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合）のいずれかに○を付けること。

2 略

3 ※3及び※4の欄は、該当する区分に○を付けること。

4 略

5 略

添付書類

1 診断書（様式第7号）

2～4 略

…ここから下の欄には記載しないでください。…

号による意見書を、精神通院医療にあつては様式第7号による診断書を添付するものとする。

様式第5号（第5条、第7条関係）

自立支援医療（育成医療・精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更） ※1

年 月 日

職 氏 名 様

申請者氏名 ㊞

次のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。

略			
身体障害者手帳番号		精神障害者保健福祉手帳	
略			
受給者番号 ※5			
医療の具体的方針 ※6			

注

1 ※1の欄は、該当する医療の種類及び新規・再認定・変更（自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合）のいずれかに○を付けること。

2 略

3 ※3及び※4の欄は、育成医療に係るものにあつては記載しないこと。また、精神通院医療に係るものにあつては、該当する区分に○を付けること。

4 略

5 ※6の欄は、変更の場合に記載すること。

6 略

添付書類

1 医師の意見書又は診断書

2～4 略

5 自立支援医療（育成医療）意見書（様式第6号）（育成医療に係る支給認定申請の場合に限る。）

6 診断書（様式第7号）（精神通院医療に係る支給認定申請の場合に限る。）

…ここから下の欄には記載しないでください。…

行政庁記入欄

略

様式第 7 号（第 5 条関係）

診断書（精神通院医療費公費負担用）

略

⑦ 現在の障害福祉サービス等の利用状況
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス等の内容、保健師等の自宅訪問による生活指導等の状況等）

略

「重度かつ継続」に関する意見

略

上記⑥の場合のみ次の欄に記載すること。

略

略

注 略

様式第 8 号（第 6 条関係）

自立支援医療受給者証（精神通院医療）

略

負担上限月額	月額	円

略

	更新手続期間	診断書の提出
次回更新について		

行政庁記入欄

略

様式第 7 号（第 5 条関係）

診断書（精神通院医療費公費負担用）

略

⑦ 現在の障害福祉サービス等の利用状況
（障害者自立支援法に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス等、訪問指導等）

略

「重度かつ継続」に関する意見

略

上記⑥の場合のみ次の欄に記載すること。

略

略

注 略

様式第 8 号（第 6 条関係）

自立支援医療受給者証（育成医療・精神通院医療）

略

※1 公費負担の対象となる障害	※1 特定疾病療養受給者証	有・無
※1 医療の具体的方針		
負担上限月額	月額	円

略

※2	更新手続期間	診断書の提出
次回更新について		

注

1 ※1 の欄は、育成医療の場合に記載すること。

2 ※2 の欄は、精神通院医療の場合に記載すること。

<p>様式第 9 号（第 8 条関係）</p> <p style="text-align: center;">自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神 通院医療）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏 名 ㊟</p> <p>自立支援医療支給認定申請書及び自立支援医療受給者証に記載された事項の変更について、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 内 容</td> <td style="text-align: center;">事 項</td> <td style="text-align: center;">変 更 前</td> <td style="text-align: center;">変 更 後</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>精神障害者保健福祉手帳 番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>注</p> <p style="margin-left: 20px;">1 略</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>2</u> 略</p> <p>添付書類 略</p>	略	変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後		略				精神障害者保健福祉手帳 番号			略	<p>様式第 9 号（第 8 条関係）</p> <p style="text-align: center;">自立支援医療受給者証等記載事項変更届（<u>育成医療・精神通院医療</u>）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏 名 ㊟</p> <p>自立支援医療支給認定申請書及び自立支援医療受給者証に記載された事項の変更について、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 内 容</td> <td style="text-align: center;">事 項</td> <td style="text-align: center;">変 更 前</td> <td style="text-align: center;">変 更 後</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>身体障害者手帳・精神障 害者保健福祉手帳番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>注</p> <p style="margin-left: 20px;">1 略</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>2</u> 現に受けている自立支援医療の種類（<u>育成医療・精神通院医療</u>）について該当するものに○を付けること。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>3</u> 略</p> <p>添付書類 略</p>	略	変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後		略				身体障害者手帳・精神障 害者保健福祉手帳番号			略
略																													
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後																										
	略																												
	精神障害者保健福祉手帳 番号																												
略																													
略																													
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後																										
	略																												
	身体障害者手帳・精神障 害者保健福祉手帳番号																												
略																													

第 2 条 鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第 4 号の 2 中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号 削除

様式第 11 号から様式第 13 号の 4 までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第43号

医療法施行細則の一部を改正する規則

第1条 医療法施行細則（昭和32年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）及び鳥取県医療法施行条例（昭和24年鳥取県条例第82号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	
<p>（病院診療所開設許可申請書）</p> <p>第1条の2 規則第1条の14第1項に規定する申請書は、病院に係るものにあつては第1号様式、診療所に係るものにあつては第2号様式のとおりとする。</p>	<p>（病院診療所開設許可申請書）</p> <p>第1条 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条第1項の規定による病院開設許可申請書は、第1号様式、診療所開設許可申請書は、第2号様式による。</p>
<p>（開設許可申請事項変更許可申請書）</p> <p>第3条 法第7条第2項の規定による許可の申請は、第4号様式の申請書を提出してしなければならない。</p>	<p>（開設許可申請事項変更許可申請書）</p> <p>第3条 医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第4条第1項の規定による開設許可申請事項変更許可申請書は、第4号様式による。</p>
<p><u>（特定の者の治療のみを行う病院等の病床）</u></p> <p>第3条の2 条例第3条第1項第1号の規則で定める病床は、次に掲げる病床とする。</p> <p>（1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設の病床及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護（次条第1号において「療養介護」という。）を行う施設の病床</p> <p>（2） 独立行政法人自動車事故対策機構が設置する病院又は診療所であつて、自動車事故による後遺障害の治療を行うものの病床</p> <p>（3） 独立行政法人労働者健康福祉機構が設置する</p>	

病院又は診療所であつて、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）が適用される業務上の災害の診療のみを行うものの病床

(4) 前号に掲げるもののほか、特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所の病床

2 条例第3条第1項第3号の規則で定める病床は、次に掲げる病床とする。

(1) ハンセン病療養所の病床

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第2条第5項に規定する指定入院医療機関の病床

(病床の数の補正)

第3条の3 条例第3条第1項の規定により行う補正は、次の各号に掲げる病床の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる病床 当該病床の利用者のうち児童福祉法第42条第2号に定める支援又は療養介護を受ける者以外の者の数を当該利用者の数で除した割合（その割合が0.05以下であるときは、零）を乗じて得た数に補正する。

(2) 前条第1項第2号に掲げる病床 当該病床の利用者のうち同号に規定する治療を受ける者以外の者の数を当該利用者の数で除した割合（その割合が0.05以下であるときは、零）を乗じて得た数に補正する。

(3) 前条第1項第3号及び第4号の病床 当該病床の利用者のうちこれらの号に規定する診療以外の診療を受ける者の数を当該利用者の数で除した割合（その割合が0.05以下であるときは、零）を乗じて得た数に補正する。

(4) 条例第3条第1項第2号並びに前条第2項各号に掲げる病床 病床の数に算入しない。

(介護老人保健施設の入所定員数)

第3条の4 条例第3条第2項の規定により既存の療養病床の病床数とみなす数は、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。

(医師歯科医師助産師が開設するときの届)

第5条 法第8条の規定による届出は、第6号様式又は第7号様式の届出書を提出してしなければならない

(医師歯科医師助産師が開設するときの届)

第5条 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第8条の規定による診療所開設届は、第

<p>い。</p> <p>(開設許可(届出)事項変更届)</p> <p>第6条 令第4条第1項から第3項まで又は第4条の2第2項の規定による<u>届出は、第8号様式の届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>第7条 <u>削除</u></p> <p>(休止、廃止、再開届)</p> <p>第9条 法第8条の2第2項前段又は第9条第1項の規定による<u>届出は、第11号様式の届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>2 法第8条の2第2項後段の規定による<u>届出は、第12号様式の届出書を提出しなければならない。</u></p> <p>(病院医師宿直免除許可申請書)</p> <p>第14条 法第16条ただし書の規定による許可の申請は、第16号様式の申請書を提出して<u>しなければならない。</u></p> <p>第15条 <u>削除</u></p> <p>(診療用エックス線装置設置届)</p> <p>第17条 規則第24条の2に規定する<u>届出書は、第19号様式のとおりとする。</u></p> <p>第18条及び第19条 <u>削除</u></p> <p>(診療用エックス線装置の変更等)</p> <p>第20条 規則第29条第1項に規定する<u>届出書は、第22号様式又は第25号様式のとおりとする。</u></p>	<p>6号様式、助産所開設届は、第7号様式による。</p> <p>(開設許可(届出)事項変更届)</p> <p>第6条 令第4条第2項の規定による開設許可申請事項並びに令第4条の2第2項及び第3項の規定による開設届出事項を変更したときの届は、第8号様式による。</p> <p>(総合病院名称承認申請書)</p> <p>第7条 規則第6条の規定による総合病院名称承認申請書は、第9号様式による。</p> <p>(休止、廃止、再開届)</p> <p>第9条 法第9条第1項の規定による病院、診療所又は助産所休止(廃止)届は、第11号様式、再開届は、第12号様式による。</p> <p>(病院医師宿直免除許可申請書)</p> <p>第14条 法第16条第1項ただし書の規定による病院医師宿直免除許可申請書は、第16号様式による。</p> <p>(病院従業者標準定員適用除外許可申請書)</p> <p>第15条 法第21条第1項ただし書の規定による病院従業者標準定員適用除外許可申請書は、第17号様式による。</p> <p>(診療用エックス線装置設置届)</p> <p>第17条 規則第24条の規定による診療用エックス線装置設置届は、第19号様式による。</p> <p>(診療用ガンマ線照射装置設置届)</p> <p>第18条 規則第25条の規定による診療用ガンマ線照射装置設置届は、第20号様式による。</p> <p>(診療用放射性物質備付届)</p> <p>第19条 規則第26条の規定による診療用放射性物質備付届は、第21号様式による。</p> <p>(変更届)</p> <p>第20条 規則第27条第1項の規定による診療用エックス線装置設置届出事項変更届は、第22号様式、診療用ガンマ線照射装置設置届出事項変更届は、第23号</p>
---	--

第21条及び第22条 削除

(書類の經由)

第23条 法、令又は規則により知事に提出する申請書及び届出書は、病院、診療所又は助産所の所在地を管轄する福祉保健事務所長又は総合事務所長を経由しなければならない。

2 法、令又は規則により提出する書類は、申請書又は第9条若しくは第10条の届出書については副本1部、その他の届出書については、副本2部を添付しなければならない。

(受理済証)

第24条 福祉保健事務所長又は総合事務所長は、法、令又は規則により提出する届出書（第9条又は第10条の届出書を除く。）を受理したときは、その副本に受理した旨及び受理年月日を記入して届出者に交付しなければならない。

第1号様式

病院開設許可申請書		
略		
30 精神、結核又は感染症病室がある場合、特に設ける施設又は設備	略	結核又は感染症病室がある場合には医療法施行規則第21条第1号に掲げるもの以外の必要な消毒設備
略		

注 略

様式、診療用放射性物質備付届出事項変更届は、第24号様式による。

(廃止、廃用届)

第21条 規則第27条第2項の規定による診療用エックス線装置廃止届は、第25号様式、診療用ガンマ線照射装置廃止届は、第26号様式、診療用放射性物質廃用届は、第27号様式による。

(法定外事項広告許可申請書)

第22条 法第69条第1項第7号及び法第71条第1項第6号の規定による法定外事項広告許可申請書は、第28号様式による。

(書類の經由)

第23条 法、令又は規則により知事に提出する申請書及び届は、病院、診療所又は助産所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

2 法、令又は規則により提出する書類は、申請書又は第9条、第10条若しくは第21条の届については副本1部、その他の届については、副本2部を添付しなければならない。

(受理済証)

第24条 法、令又は規則により提出する届（第9条、第10条又は第21条の届出を除く。）を受理したときは、その副本に受理した旨及び受理年月日を記入して届出者に交付しなければならない。

第1号様式

病院開設許可申請書		
略		
30 精神、結核又は感染症病室がある場合、特に設ける施設又は設備	略	結核又は感染症病室がある場合には医療法施行規則第20条第7号に掲げるもの以外の必要な消毒設備
略		

注 略

<p>第4号様式</p> <table border="1"> <tr><td>病院（診療所、助産所）開設許可事項変更許可申請書</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>注 変更しようとする事項が規則第1条の14第9号及び第11号から第14号までに該当する場合は平面図を添付すること。</p> <p>第18号様式</p> <table border="1"> <tr><td>病院（診療所、助産所）施設使用許可申請書</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>別紙</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr> <td>30 精神、結核 又は感染症病 室がある場 合、特に設け る施設又は設 備</td> <td>略 結核又は感染症 病室がある場合 には医療法施行 規則第21条第1 号に掲げるもの 以外の必要な消 毒設備</td> <td></td> </tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>注 略</p>	病院（診療所、助産所）開設許可事項変更許可申請書	略	病院（診療所、助産所）施設使用許可申請書	略	略	30 精神、結核 又は感染症病 室がある場 合、特に設け る施設又は設 備	略 結核又は感染症 病室がある場合 には医療法施行 規則第21条第1 号に掲げるもの 以外の必要な消 毒設備		略	<p>第4号様式</p> <table border="1"> <tr><td>病院（診療所、助産所）開設許可事項変更許可申請書</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>注 変更しようとする事項が規則第1条第9号及び第11号から第14号までに該当する場合は平面図を添付すること。</p> <p>第18号様式</p> <table border="1"> <tr><td>病院（診療所、助産所）施設使用許可申請書</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>別紙</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr> <td>30 精神、結核 又は感染症病 室がある場 合、特に設け る施設又は設 備</td> <td>略 結核又は感染症 病室がある場合 には医療法施行 規則第20条第7 号に掲げるもの 以外の必要な消 毒設備</td> <td></td> </tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>注 略</p>	病院（診療所、助産所）開設許可事項変更許可申請書	略	病院（診療所、助産所）施設使用許可申請書	略	略	30 精神、結核 又は感染症病 室がある場 合、特に設け る施設又は設 備	略 結核又は感染症 病室がある場合 には医療法施行 規則第20条第7 号に掲げるもの 以外の必要な消 毒設備		略
病院（診療所、助産所）開設許可事項変更許可申請書																			
略																			
病院（診療所、助産所）施設使用許可申請書																			
略																			
略																			
30 精神、結核 又は感染症病 室がある場 合、特に設け る施設又は設 備	略 結核又は感染症 病室がある場合 には医療法施行 規則第21条第1 号に掲げるもの 以外の必要な消 毒設備																		
略																			
病院（診療所、助産所）開設許可事項変更許可申請書																			
略																			
病院（診療所、助産所）施設使用許可申請書																			
略																			
略																			
30 精神、結核 又は感染症病 室がある場 合、特に設け る施設又は設 備	略 結核又は感染症 病室がある場合 には医療法施行 規則第20条第7 号に掲げるもの 以外の必要な消 毒設備																		
略																			

第2条 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

第6号様式及び第7号様式中「保健所長」を「職 氏名」に改める。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式 削除

第11号様式から第13号様式までの規定中 「鳥取県知事
(保健所長)」 を「職 氏名」に改める。

第17号様式を次のように改める。

第17号様式 削除

第19号様式中 「鳥取県知事
(保健所長)」 を「職 氏名」に改める。

第20号様式及び第21号様式を削り、第22号様式中 「鳥取県知事
(保健所長)」 を「職 氏名」に改め、同様式を第20号
様式とする。

第23号様式及び第24号様式を削り、第25号様式中 「鳥取県知事
(保健所長)」 を「職 氏名」に改め、同様式を第21号
様式とする。

第26号様式から第28号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、改正後の医療法施行細則第3条の4の規定にかかわらず、介護老人保健施設の入所定員数は、既存の療養病床の病床数に算入しない。ただし、病院又は診療所の病床を減少して開設した介護老人保健施設の入所定員数については、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により開設の日以後最初の医療計画が定められるまでの間、既存の療養病床の病床数とみなす。

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第44号

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(奨学金の返還)</p> <p>第10条 奨学生は、<u>臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を修了した日（第12条第1項又は第2項の規定により奨学金の返還の履行を猶予された場合にあつては、猶予の期間が経過する日）の翌日から起算して1月以内に貸し付けられた奨学金を一括返還しなければならない。</u></p>	<p>(貸付金の返還)</p> <p>第10条 奨学生は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第8条第1項又は第8条の2第1項の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。</u></p> <p>(2) <u>大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間）以内に医師免許（医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許をいう。以下同じ。）を取得しなかったとき。</u></p> <p>(3) <u>医師免許を取得した後、直ちに臨床研修（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受けなかったとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなつたと認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>臨床研修を修了した日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間）内に、病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間（地域枠入学者以外の者にあつては、奨学</u></p>

2 前項の規定にかかわらず、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に奨学金を一括返還しなければならない。

(1) 第8条第1項又は第8条の2第1項の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。

(2) 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）を経過する日までに医師免許（医師法第2条に規定する免許をいう。以下同じ。）を取得しなかったとき。

(3) 医師免許を取得した後直ちに臨床研修を受けなかったとき、又は臨床研修をやめ、若しくは継続することが困難となったとき。

（返還の債務の履行猶予）

第12条 知事は、奨学生が臨床研修を修了した日の翌日から起算して3年を経過する日（その翌日までに次の各号のいずれかに該当した場合にあっては、当該各号に定める期間が経過する日）までの間、奨学金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 県内の病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に従事した場合 当該業務に従事した期間（知事が特に指定する病院の知事が指定する診療科の業務に従事する期間については、3年を上限とする。）を3年に加えた期間

金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（その期間が6年を超える場合にあっては、6年）以上通算して従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなったと認められるとき。

（返還の債務の履行猶予）

第12条 知事は、奨学生であった者（奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き大学に在学しているとき。

(2) 第1条の県内の病院等において医師の業務に従事していた者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該病院等を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。

ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間

イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間

ウ 3歳に達しない子を養育している間（イに掲げる期間を除く。）

(3) 育児休業を取得したとき。

(4) 介護休業を取得したとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた場合 知事はその都度定める期間

2 前項に定める場合のほか、知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き大学に在学しているとき。

(2) 自らの妊娠、出産又は育児を理由として病院等を退職したとき。ただし、子が3歳に達したときを除く。

(3) 育児休業又は介護休業を取得したとき。

(4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難となったとき。

(5) その他特に理由があると知事が認めるとき。

3 前項の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書（様式第5号）に同項各号に該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

4 略

5 第2項の規定による債務の履行の猶予を受けた者は、同項各号に掲げる事由に変更があったときは、返還猶予状況変更届（様式第5号の2）を知事に提出しなければならない。

(届出)

第14条 奨学生は、貸付金の返還を終え、又は債務の免除を受けるまでに次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(13) 略

様式第5号（第12条関係）

奨学金返還猶予申請書

(5) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、貸付金の返還が困難となったとき。

(6) その他特に理由があると知事が認めるとき。

2 前項の規定による返還の債務の履行の猶予を受けようとする奨学生は、奨学金返還猶予申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

3 略

(届出)

第14条 奨学生及び奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(13) 略

(14) 第12条第1項第2号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届（様式第21号）

(15) 育児休業を取得したとき 育児休業届（様式第22号）

(16) 介護休業を取得したとき 介護休業届（様式第23号）

様式第5号（第12条関係）

奨学金返還猶予申請書

<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">奨学金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">借 受 者 郵便番号 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号</p>	<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">奨学金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">借 受 者 郵便番号 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 郵便番号 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号</p> <p style="text-align: center;">保 証 人 郵便番号 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号</p>
略	略
<p>添付書類</p> <p>1 <u>理由が大学に在学していることである場合にあっては、学生証の写しその他大学に在学していることを証する書類</u></p> <p>2 <u>理由が妊娠、出産又は育児を理由とする退職の場合にあっては、母子手帳の写し</u></p> <p>3 <u>理由が育児休業又は介護休業の場合にあっては、勤務している病院等が発行するその旨を証する書類</u></p>	

第2条 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を次のように改正する。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第5号の2（第12条関係）

返還猶予状況変更届

職 氏 名 様

奨学金の返還猶予に係る

}	子の養育状況等 育児休業の状況 介護休業の状況 災害、疾病等の状況 その他
---	---

について変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借 受 者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

ⓐ

決 定 番 号	第 号
届出の事由が発生した年月日	年 月 日
変 更 内 容	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 育児休業又は介護休業の状況の変更の場合にあつては、変更内容を証する書類
様式第21号から様式第23号までを削る。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。